

2024年10月22日

各位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下智保
(コード番号 9749 東証プライム)
問合せ先 経営財務部長 小西信介
(TEL 045-650-8811)

会社名 FK 株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK 株式会社は、本日、別添の「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関する
お知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、FK 株式会社(公開買付者)が、富士ソフト株式会社(公開買付けの対象者)に行った要請
に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2024年10月22日付「(変更) FK 株式会社による公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト
株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」

2024年10月22日

各位

会社名 FK株式会社
代表者名 代表取締役 マイケル・ロンゴ

(変更) FK株式会社による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う
「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの
開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ

FK株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、富士ソフト株式会社(証券コード:9749、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)及び新株予約権に対する金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)及び関係法令に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を2024年9月5日より開始しております。

今般、2024年10月18日付で、対象者より本公開買付けに関する意見が公表されたことに伴い、2024年9月5日付で提出いたしました本公開買付けに係る公開買付け届出書(2024年9月13日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書、2024年9月19日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書、2024年9月27日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書及び2024年10月1日付で提出した公開買付け届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)の一部に訂正すべき事項(法第27条の8第2項、第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第22条第2項の規定により、本公開買付けにおける買付け等の期間を、届出当初の2024年10月21日までの合計30営業日から、当該訂正に係る訂正届出書提出日である2024年10月21日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日までの合計40営業日に延長することを含みます。)が生じたため、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2024年10月21日付で、公開買付け届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2024年9月4日付「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(2024年9月13日付で公表した「(訂正)FK株式会社による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」、2024年9月19日付で公表した「(変更)FK株式会社による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の変更に関するお知らせ」、2024年9月27日付で公表した「(訂正)FK株式会社による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」及び2024年10月1日付で公表した「(訂正)FK株式会社による公開買付け届出書の訂正届出書の提出に伴う「富士ソフト株式会社(証券コード:9749)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ」で訂正及び変更された事項を含みます。)の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

第1回公開買付けは、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交

付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりません。また、公開買付者は、第1回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設けておりません。この点、公開買付者は、第1回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合:53.22%)に設定していましたが、上記のとおり、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第2回公開買付けを実施することを決定するとともに、第1回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することといたしました。なお、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.22%)以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。

<中略>

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

<中略>

なお、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)は、下記「(5)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

(変更後)

<前略>

第1回公開買付けは、対象者株式の全て(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得し、対象者株式を非公開化することを目的とする本取引の一環として実施するものであるため、公開買付者は、第1回公開買付けにおいて、買付予定数の上限は設けておりません。また、公開買付者は、第1回公開買付けにおいては、公開買付者が、各本応募株主を含む売却希望株主の皆様及び売却希望新株予約権者の皆様が売却を希望する対象者株式及び本新株予約権を、本公開買付けの決済開始日(2024年10月28日)付で取得できるようにすることを目的としているため、本下限撤廃後において買付予定数の下限は設けておりません。この点、公開買付者は、第1回公開買付けに係る公開買付届出書においては、買付予定数の下限を33,658,500株(所有割合:53.22%)に設定していましたが、上記のとおり、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、公開買付者が第1回公開買付けで取得する対象者株式以外の対象者株式(ただし、本譲渡制限付株式及び本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式を除く。)及び本新株予約権の全てを取得することを目的とした第2回公開買付けを実施することを決定するとともに、第1回公開買付けの買付予定数の下限を撤廃することといたしました。なお、公開買付者が第1回公開買付けで対象者株式33,658,500株(所有割合:53.22%)以上を取得した場合には、第2回公開買付けは実施されません。

その後、公開買付者は、対象者より、2024年10月18日に第1回公開買付けに関する意見が改めて公表されたことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要性が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を、当該訂正に係る公開買付届出書の訂正届出書の提出日である2024年10月21日より起算して10営業日を経過した日にあたる2024年11月5日まで延長することとなりました。

<中略>

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

<中略>

なお、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）は、下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

その後、ベインキャピタルより2024年10月11日付で「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリース」といいます。）が公表されたことを踏まえ、対象者は、2024年10月18日開催の取締役会において、「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載の理由により、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け（本公開買付け）に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年10月18日開催の取締役会決議は、下記「(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により行われているとのことです。

(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針

③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(ii) 検討・交渉の経緯

(変更前)

<前略>

なお、2024年9月3日にベインキャピタルより、ベインキャピタルプレスリリースが公表されているとのことです。対象者はベインキャピタルからの提案を真摯な提案と判断し、ベインキャピタル及びKKRを含めた候補者に対して適切かつ公平なプロセスを実施しているとのことですが、本日現在、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案は提出されていないとのことです。対象者は、ベインキャピタルから法的拘束力のある提案がなされた場合は、対象者及び本特別委員会で慎重かつ真摯に検討を行う予定とのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

なお、2024年9月3日にベインキャピタルより、ベインキャピタルプレスリリースが公表されているとのことです。対象者はベインキャピタルからの提案を真摯な提案と判断し、ベインキャピタル及びKKRを含めた候補者に対して適切かつ公平なプロセスを実施しているとのことです。2024年10月11日付でベインキャピタルから法的拘束力のある提案（以下「2024年10月11日付ベインキャピタル提案」といいます。）を受領し、また同日付で2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されているとのことです。2024年10月18日現在において、対象者及び本特別委員会は2024年10月11日付ベインキャピタル提案について引き続き検討しているとのことです。本特別委員会は、ベインキャピタルの提案を受けたKKRの対応方針に関する対象者執行部とKKRとの面談について対象者から説明を受け、また、本特別委員会の各アドバイザーの助言を受けつつ慎重に検討した結果、2024年10月15日付で、対象者の取締役会に対して意見書（以下「10月15日付意見書」といいます。）を提出したとのことです。当該意見書においては、①KKR及びベインキャピタルのこれまでの能力・実績を照らし合わせると、非公開化取引を行う一般的なメリットの点において、本取引がベインキャピタルによる提案に劣ると判断する材料はないこと、②KKRによる第1回公開買付けの条件に変更はなく、第1回公開買付けは3DIP及びFarallonの応募により成立する見通しであり、KKRが第2回公開買付けを開始することを既に予告しているということ、③本取引の条件の妥当性及び手続の公正性に関連して本特別委員会が認定した前提事実及び評価を覆す事情もなく、これらの意見に変更はないことが示されているとのことです。一方で、当該意見書には④対象者の少数株主が2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されたベインキャピタルによる対象者株券等への公開買付けへの応募余地を検討するため熟慮する場合であっても、対象者の少数株主には、第2回公開買付けにて、第1回公開買付けと同額の8,800円で応募する選択肢が残されており、第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持するが、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言する旨が記載されていた点を踏まえ、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであることに変わりはなく、2024年10月11日付ベインキャピタル提案については引き続き内容を精査しているものの、2024年10月18日現在において、本公開買付けに対する意見表明を覆す事情は生じていないことなどから、本公開買付けに対して、引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け（本公開買付け）に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

<後略>

(iii) 判断内容

(変更前)

<前略>

なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び本日開催の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレス

リリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

その後、2024年10月11日付でベインキャピタルから2024年10月11日付ベインキャピタル提案を受領したこと、また同日付で、ベインキャピタルにより2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されたことを踏まえ、対象者及び本特別委員会は、改めて本公開買付けに係る対象者取締役会の意見を変更する必要があるにかつき、対象者の企業価値の向上及び株主利益の確保の観点から慎重に検討を行ったとのことです。その結果、2024年10月18日開催の取締役会において、本特別委員会は、ベインキャピタルの提案を受けたKKRの対応方針に関する対象者執行部とKKRとの面談について対象者から説明を受け、また、本特別委員会の各アドバイザーの助言を受けつつ慎重に検討した結果、対象者の取締役会に対して、10月15日付意見書を提出したとのことです。当該意見書においては、①KKR及びベインキャピタルのこれまでの能力・実績を照らし合わせると、非公開化取引を行う一般的なメリットの点において、本取引がベインキャピタルによる提案に劣ると判断する材料はないこと、②KKRによる第1回公開買付けの条件に変更はなく、第1回公開買付けは3DIP及びFarallonの応募により成立する見通しであり、KKRが第2回公開買付けを開始することを既に予告しているということ、③本取引の条件の妥当性及び手続の公正性に関連して本特別委員会が認定した前提事実及び評価を覆す事情もなく、これらの意見に変更はないことが示されているとのことです。一方で、当該意見書には④対象者の少数株主が2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースに記載されたベインキャピタルによる対象者株券等への公開買付けへの応募余地を検討するため熟慮する場合であっても、対象者の少数株主には、第2回公開買付けにて、第1回公開買付けと同額の8,800円で応募する選択肢が残されており、第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持するが、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言する旨が記載されていた点を踏まえ、本取引を行うことが、対象者の企業価値向上に資するものであることに変わりはなく、2024年10月11日付ベインキャピタル提案については引き続き内容を精査しているものの、2024年10月18日現在において、本公開買付けに対する意見表明を覆す事情は生じていないことから、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け（本公開買付け）に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会の決議の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有

しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得
(変更前)

<前略>

ただし、疑義を避けるために明記すると、9月4日付答申書において表明した当委員会の意見は、本公開買付けと従前呼ばれていた公開買付けを意味する第1回公開買付けについてのものである。そのため、9月4日付答申書はもとより、9月24日付意見書においても、当委員会は、第2回公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

(変更後)

<前略>

ただし、疑義を避けるために明記すると、9月4日付答申書において表明した当委員会の意見は、本公開買付けと従前呼ばれていた公開買付けを意味する第1回公開買付けについてのものである。そのため、9月4日付答申書はもとより、9月24日付意見書においても、当委員会は、第2回公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

また、本特別委員会は、2024年10月15日（以下「10月15日付意見書作成日」といいます。）付で、対象者取締役会に対して、以下のとおり10月15日付意見書を提出したとのことです。

(x)10月15日付意見書に至る経緯等

(a) 9月24日付答申書提出以降における本取引に影響を及ぼし得る重要な状況変化

9月24日付追加意見書提出以降において、以下の事情が認められる。

① 2024年10月11日、ベインキャピタルは対象者に対して、ベインキャピタルによる対象者の非公開化に関する法的拘束力ある提案書（以下「2024年10月11日付ベインキャピタル提案書」という。）を提出した。2024年10月11日付ベインキャピタル提案書及び2024年10月11日付ベインキャピタル提案に関してベインキャピタルが行った2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースにより、9月24日付追加意見書提出時と比較して、ベインキャピタルによる対象者株式に対する公開買付け（以下「ベインキャピタル公開買付け」という。）について、以下の点が修正され又は明確となった（なお、対象者株式の全部を取得することで対象者の非公開化を目指す点に変更はない。）。

・公開買付価格が、9,250円から9,450円に引き上げられた。

・買付予定株式数の下限は設定しないこととされた。

・ベインキャピタル公開買付けに対して、対象者が賛同意見を表明する旨の対象者における取締役会決議が得られていることが公開買付け開始の前提条件とされ、株主に対してベインキャピタル公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議が得られていることは、前提条件との関係では不要とされた。

② KKRによる第1回公開買付けの条件に変更はなく、第1回公開買付けは3DIP及びFarallonの応募により成立する見通しである。

③ また、KKRは、第1回公開買付け成立後速やかに、本ストラクチャー変更前の下限33,658,500株（53.22%（所有割合。以下同じ。））から第1回公開買付けに応募された株式の数を控除した株式数を買付予定株式数の下限とし、また、公開買付価格を第1回公開買付けと同額の8,800円として、第2回公開買付けを開始することを既に予告している。

(b) 上記重要な状況変化に関する当委員会の活動内容

当委員会を構成する委員に変更はない。

- ① 当委員会は、対象者執行部より、2024年10月11日付ベインキャピタル提案を受けたKKRの対応方針に関する対象者執行部とKKRとの面談について、その内容の説明を受けた。
- ② 当委員会は、当委員会が登用した各アドバイザーの専門的助言を受けつつ、上記の活動を通じて入手した情報等を踏まえて、適時に開催した委員会において慎重に議論を重ねた。

(xi) 意見の内容

当委員会は、対象者の取締役会に対し、以下のとおり勧告する。

- ・ 第1回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持すること。
- ・ 但し、対象者の少数株主が第1回公開買付けに応募せず、2024年10月11日付ベインキャピタル提案の帰趨を踏まえつつ、第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言すること。

(xii) 意見の理由

(a) 第1回公開買付けに対する意見の変更要否

① 本取引による企業価値の向上について

これまで当委員会が提出してきた答申書及び意見書にて繰り返し述べてきているところではあるが、上記重要な状況変化を踏まえても、以下の前提事実及び評価を覆す事情はなく、当該諮問事項に関する当委員会のこれまでの意見に変更はない。

- ・ KKR及びベインキャピタルのPEファンドとしてのこれまでの能力・実績を照らし合わせると、非公開化取引を行う一般的なメリットの点において、本取引が2024年10月11日付ベインキャピタル提案に劣ると判断する材料はない。
- ・ 本取引の実現により安定した株主構成を確保し、新中期経営計画の実現に向け邁進することで、新中期経営計画の実行性を高め、当該目標達成の確度を高めるという観点からは、32.68%にかかる対象者の株式数を、第1回公開買付けを通じて取得することを確実なものとしている本取引が相対的に優れているとの評価に変動もない。
- ・ 他方で、2024年10月11日付ベインキャピタル提案の実現可能性は、第1回公開買付けによりKKRが取得する株式数に左右されることから、10月15日付意見書作成日時時点で、2024年10月11日付ベインキャピタル提案が本取引より優れていると評価する材料に乏しい。

② 本取引の条件の妥当性及び手続の公正性について

当委員会が本取引の条件の妥当性及び手続の公正性に関連して認定した前提事実及び評価を覆す事情もなく、これらに関する意見にも変更はない。

③ 小括

以上の点からして、当委員会は、対象者取締役会による第1回公開買付けに関する賛同及び応募推奨の意見は維持すべきであると考えている。

(b) 2024年10月11日付ベインキャピタル提案について

当委員会は、2024年10月11日付ベインキャピタル提案を踏まえた対象者少数株主の状況について、以下のとおり検討を行った。

まず、3DIP及びFarallonの応募により第1回公開買付けが成立することを前提に、2024年10月11日付ベインキャピタル提案を客観的に評価すると、10月15日付意見書作成日時時点の2024年10月11日付ベインキャピタル提案には、以下の側面がある。

- ・ 2024年10月11日付ベインキャピタル提案は、対象者株式の全部を取得することで非公開化

を目指すものであるが、3DIP 及び Farallon の保有株式を取得しない限り、株主総会の特別決議を要するスクイーズアウト手続を実行することは著しく困難であること(当委員会の分析によれば、ベインキャピタルは、ベインキャピタル公開買付けにより、いわゆるパッシブ・インデックス運用ファンド等を除いた少数株主保有株式の約 98.4%を取得する必要がある。)。

・ベインキャピタルが予告しているベインキャピタル公開買付けには買付予定株式数に下限が設定されないため、ベインキャピタル公開買付けへの応募株式数次第では、(i) KKR 及びベインキャピタルの双方が対象者の大株主となり、特定の事項について大株主間での意見集約が困難となった結果、機動的な運営が阻害され、対象者の企業価値が毀損されないかといった懸念や(ii)流動株式比率が低下することにより対象者株式が上場廃止基準に抵触する懸念が生じ得ること。

・以上のような現状を踏まえると、ベインキャピタル公開買付けは、(対象者株式の全部を取得できない可能性があるという意味において)結果的に「部分買付」に準ずる公開買付けとなる可能性があること。

もともと、(i)ベインキャピタル自身 2024 年 10 月 11 日付ベインキャピタルプレスリリースで言明しているとおり、ベインキャピタルが 3DIP 及び Farallon 又は KKR と交渉の上で 3DIP 等の保有株式を取得する可能性もあり、また、(ii)理論上は、KKR とベインキャピタルの共同投資により対象者株式の非公開化を実現する等の代替策の可能性も完全に閉ざされたわけではない。

対象者の少数株主がベインキャピタル公開買付けへの応募余地を検討するため熟慮する場合であっても、対象者の少数株主には、第 2 回公開買付けにて、第 1 回公開買付けと同額の 8,800 円で応募する選択肢が残されている。

以上のような可能性と選択肢がある以上、対象者の少数株主が 2024 年 10 月 11 日付ベインキャピタル提案の帰趨を踏まえた上で、ベインキャピタル公開買付けへの応募余地を検討することも合理的な判断である。

(c) 結語

以上のことから、当委員会は、対象者の取締役会に対して、以下のとおり勧告する。

・第 1 回公開買付けについて、賛同及び応募推奨の意見を維持すること。

・但し、対象者の少数株主が第 1 回公開買付けに応募せず、2024 年 10 月 11 日付ベインキャピタル提案の帰趨を踏まえつつ、第 2 回公開買付けへの応募を選択することも合理的であるため、斯様な少数株主の判断を積極的に排斥する趣旨ではないことを、同時に付言すること。

なお、9 月 24 日付追加意見書と同様に、10 月 15 日付意見書は第 1 回公開買付けのみについてのものであり、当委員会は、本意見書において、第 2 回公開買付け及びベインキャピタル公開買付けについて、何らの意見も申し述べるものではない。

(変更前)

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

<前略>

その後、公開買付者が、2024 年 9 月 19 日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第 1 回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第 2 回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した 2024 年 9 月 24 日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのこと。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わしめると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024 年 9 月 26 日付で、会社法第 370 条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の

意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、対象者の監査役3名は、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）に際して、異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（変更後）

⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見
＜前略＞

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容（当該意見書の具体的な内容については、上記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わせると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。その後、2024年10月11日付でベインキャピタルから2024年10月11日付ベインキャピタル提案を受領し、また同日付で2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されたことを踏まえ、対象者は、2024年10月18日開催の取締役会において、上記「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載の理由により、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け（本公開買付け）に応募することを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

応募推奨の決議に賛成しなかった取締役4名の意見は以下のとおりとのことです。

・本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を維持するものの、本公開買付けの買付け等の価格が普通株式1株につき8,800円、第5回新株予約権1個につき1,067,000円、第6回新株予約権1個につき929,600円、第7回新株予約権1個につき228,100円であるのに対し、買付け等の価格を普通株式1株につき9,450円、第5回新株予約権1個につき1,197,000円、第6回新株予約権1個につき1,059,600円、第7回新株予約権1個につき293,100円とする2024年10月11日付ベインキャピタル提案がなされており、対象者及び本特別委員会が公開買付者に対し、本公開買付けの買付条件について変更する予定があるか否かについて確認を行ったものの、2024年10月18日現在において、公開買付者よりかかる変更の予定は示されていないことを踏まえると、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することの是非については、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様にとっての分かりやすさを高める観点から、本公開買付けに係る応募の推奨についてはこれを撤回した上で、表現をより中立的なものとするとし、本公開買付けに応募するか否かは対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様のご判断に委ねるという表現により立場を表明する方が望ましい。こ

のように、本公開買付けに応募することを推奨することの是非についての意見の表現の仕方に関して見解の相違があるため、決議には賛成いたしかねる。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、対象者の監査役3名は、上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）に際して、異議がない旨の意見を述べているとのことです。また、上記2024年10月18日開催の取締役会には、対象者の監査役3名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(変更前)

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日（本公開買付けの公表日から本公開買付けの開始日までの期間を含めて考えれば48営業日）に設定しております。本公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、40営業日（本公開買付けの公表日から本公開買付けの開始日までの期間を含めて考えれば58営業日）に設定しております。本公開買付期間を法令上の最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断を行う機会並びに対抗的買収提案者が対抗的な買付け等を行う機会は相応に確保されるものと考えております。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(変更前)

2024年9月5日（木曜日）から2024年10月21日（月曜日）まで（30営業日）

(変更後)

2024年9月5日（木曜日）から2024年11月5日（火曜日）まで（40営業日）

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(変更前)

2024年10月28日（月）

(変更後)

2024年11月12日(火)

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同表明

(変更前)

<前略>

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わしめると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。なお、対象者取締役会は、第2回公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は第2回公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議並びに上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(変更後)

<前略>

その後、公開買付者が、2024年9月19日付で、買付予定数の下限を撤廃するとともに、第1回公開買付けが成立し、決済が完了した後に、実務上可能な範囲で速やかに、第2回公開買付けを開始することを決定したことに伴い、対象者は、特別委員会から受領した2024年9月24日付意見書の内容(当該意見書の具体的な内容については、上記「④ 対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を最大限に尊重しながら、本公開買付けに関する諸条件の内容について改めて慎重に協議・検討したとのことです。その結果、上記の買付条件の変更について手続の公正性を失わしめると判断すべき事情はないことから、対象者取締役会は、2024年9月26日付で、会社法第370条に基づく決議(取締役会の決議に代わる書面決議)により、引き続き本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して、引き続き本公開買付けに応募することを推奨する旨の決定をしたとのことです。

その後、2024年10月11日付でベインキャピタルより2024年10月11日付ベインキャピタルプレスリリースが公表されたことを踏まえ、対象者は、2024年10月18日開催の取締役会において、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本両公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本両公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「(iii) 判断内容」に記載の理由により、本公開買付けに対して引き続き賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を維持すること、並びに、公開買付者による第1回公開買付け(本公開買付け)に応募するこ

とを引き続き推奨するものの、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様が、ベインキャピタルの提案の存在を考慮し、公開買付者による第1回公開買付けには応募せず、ベインキャピタルの提案の帰趨を踏まえつつ、公開買付者による第2回公開買付けへの応募を選択することも合理的である旨を同時に付言することについて、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役の過半数の賛成により、決議したとのことです。なお、本公開買付けに対して引き続き賛同を表明するという点については、審議及び決議に参加しなかった坂下氏を除く取締役11名の全員が賛成しているとのことです。

なお、対象者は、ベインキャピタルの提案についても真摯な提案と考えており、引き続き検討していくとのことです。

また、対象者取締役会は、公開買付者による第2回公開買付け及びベインキャピタルによる公開買付けに対する意見については決定しておらず、当該意見は各公開買付けの開始時に決定する予定とのことです。

なお、上記2024年8月8日及び2024年9月4日開催の対象者の取締役会決議並びに上記2024年9月26日付の会社法第370条に基づく決議（取締役会の決議に代わる書面決議）の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑦ 対象者における利害関係を有しない取締役の過半数の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

以上